

藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤枝市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 7 条 第 5 項 第 2 号 中 「第 5 5 条」 を 「第 8 条 第 1 項 第 5 号」 に 改 め る。

第 1 2 条 第 1 項 第 2 号 中 「(同法第 1 6 条 第 1 号 に 該 当 す る 場 合 を 除 く。)」 を 削 る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 2 条 第 1 項 第 2 号 の 改 正 規 定 は、令和元年 1 2 月 1 4 日 から 施 行 す る。